

## 第3章 地域の概況

### 第1節 地域の概要

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町を含む対象事業実施区域及びその周辺は、長野県の東部に位置している。

長野県は、豊かな自然環境、生物多様性を有しており、本地域は、北に浅間山（上信越高原国立公園）、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川の支流である湯川が、北東の軽井沢町から南西へ流下し、千曲川と合流する。

気候は、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地であるため、気温の較差が大きく、降水量が少ない。年間を通して晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっている。

地勢は、佐久市、御代田町及び小諸市の市街地を中心とした佐久盆地と対象事業実施区域の位置する小起伏山地や台地等により占められている。

対象事業実施区域及びその周辺の大部分は、耕作地や住宅からなる地域、さらに主としてカスミザクラ・コナラ群落やクリ・ミズナラ群落を主体とする落葉広葉樹林とカラマツ植林やアカマツ群落などの針葉樹林が混在する地域であり、対象事業実施区域は、畑地雑草群落やカラマツ植林により占められている。

主要交通は、首都圏との交通の要となる高速自動車国道関越自動車道上越線（以下、上信越自動車道という。）佐久 IC があるほか、一般国道 141 号及び 18 号が走っている。また、平成 23 年 3 月には、高速自動車国道中部横断自動車道（以下、中部横断自動車道という。）が佐久小諸 JCT から佐久南 IC までの区間で開通している。鉄道は、長野新幹線やしなの鉄道、JR 小海線が敷かれている。

対象事業実施区域の後背地には、市有林、佐久スキーガーデンパラダ、さらにその南には平尾山公園がある。周辺には、上平尾、横根、面替、豊昇などの集落が位置している。

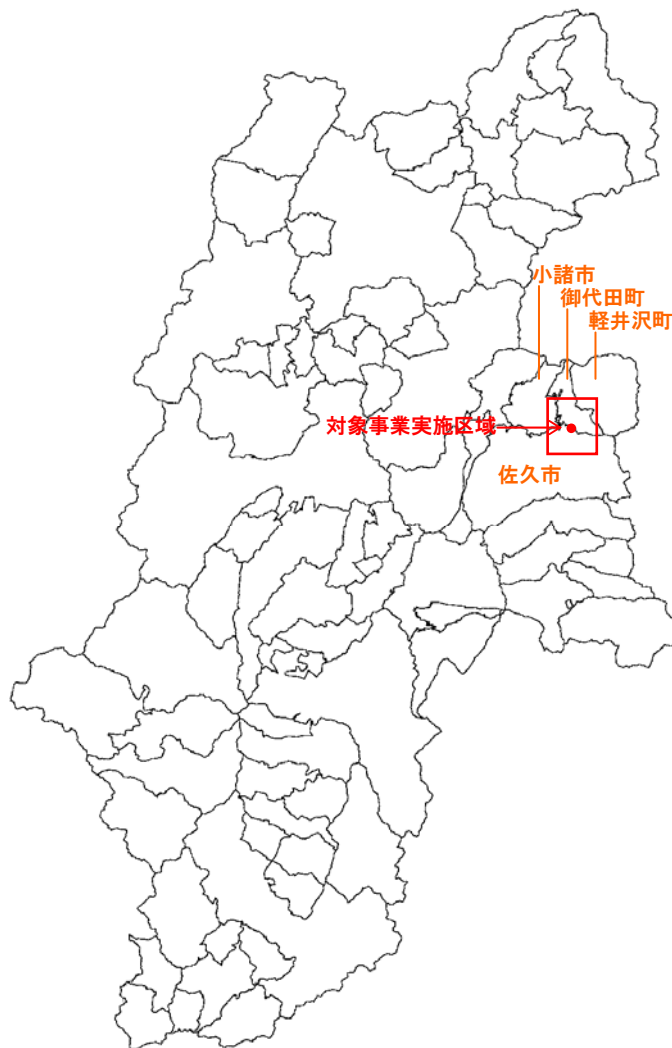


図 3-1-1 関連市町位置図

## 第2節 社会的状況

対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況を表3-2-1(1)～(6)に示す。

表3-2-1(1) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要
2-1 人口及び産業の状況	1. 人口	平成26年1月1日現在の人口及び世帯数は、佐久市が99,720人、37,965世帯、御代田町が15,035人、5,918世帯、小諸市が43,177人、16,512世帯、軽井沢町が19,578人、8,556世帯である。 対前年人口増加率は、佐久市で0.20%減少、御代田町で0.94%増加、小諸市で0.65%減少、軽井沢町で1.00%増加している。平成22年からの推移を見ても、人口、世帯数とも大幅な増減はない。
	2. 産業	平成24年の産業（大分類）別従業者数は、佐久市、御代田町、小諸市において製造業が最も大きな割合を占め、卸売・小売業がこれに次いでいるのに対して、軽井沢町では宿泊業、飲食サービス業が最も大きな割合を占めており、次いで卸売・小売業となっている。
2-2 交通の状況		高速道路は上信越自動車道が走り、中部横断自動車道がこれに接続する。上信越自動車道には佐久ICがあり、本地域と連絡している。一般国道18号は小諸方面と軽井沢方面を連絡し、一般国道141号は小諸市街方面へ連絡するほか山梨県清里方面へ南下する。 鉄道は、対象事業実施区域の北側をしなの鉄道及び長野新幹線が走り、南西側をJR小海線が走っている。最寄りの駅としては対象事業実施区域の南西側にJR小海線の岩村田駅、北側にしなの鉄道の御代田駅がある。
2-3 土地利用の状況	1. 土地利用	対象事業実施区域及びその周辺は山林であるが、対象事業実施区域が位置する佐久市の土地利用では山林が40.11%を占めている。
	2. 都市計画区域	対象事業実施区域には用途地域の指定はない。
2-4 環境保全について配慮が必要な施設の状況	1. 学校及び保育所	佐久市の区域には保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校が合計16施設あり、御代田町の区域には同じく7施設、小諸市の区域には保育所が1施設存在する。軽井沢町の区域にはこれらの施設はない。
	2. 病院、診療所、社会福祉施設及び図書館	佐久市の区域には病院及び診療所が合計33施設、社会福祉施設及び図書館等が合計35施設立地する。御代田町の区域には病院及び診療所が合計13施設、社会福祉施設及び図書館等が合計19施設立地する。小諸市の区域には診療所1施設、社会福祉施設3施設が立地し、軽井沢町には診療所1施設、社会福祉施設2施設存在する。
2-5 水域の利用状況	1. 河川、湖沼及び地下水の利用状況	佐久市では、佐久水道企業団により浅井戸水、深井戸水及び湧水を取水源地として上水を利用している。御代田町では、佐久水道企業団の他、しなの鉄道線以北では町営水道により給水されており、水源は伏流水及び地下水となっている。
	1) 水道水源としての利用状況	対象事業実施区域から半径4kmの範囲内には、御代田町に久能水源及び重の久保川水源がある。
	2) 地下水の利用状況	対象事業実施区域周辺では、複数の井戸利用があることが確認されている。
	2. 河川、湖沼及び地下水の利用状況	対象事業実施区域の北側を流れる湯川の本支流には、第5種共同漁業権が設定されており、佐久漁業協同組合が免許を受けている。 漁業権魚種は、あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎの10種類である。

表3-2-1(2) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要
2-6 環境整備の状況	1. 下水道の普及状況	佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町における下水道普及率は49.9%～84.3%であり、軽井沢町以外では、汚水処理人口普及率は9割を超えている。
	2. 廃棄物処理の状況 1) ごみ処理	佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の現有施設は、現施設（佐久クリーンセンター：処理能力120ト/日）、川西清掃センター（処理能力20ト/日）である。 御代田町の可燃ごみ処理は、平成14年11月末に小諸市と共同処理を行っていた浅麓クリーンセンターが閉鎖されたことから、同センター閉鎖後は廃棄物処理専門業者による委託処理が行われてきた。 小諸市では、小諸都市計画ごみ処理施設を決定し、平成24年1月24日付け小諸市告示第5号で告示している。
	2) 下水汚泥	浅麓環境施設組合は、佐久市（浅科地区）、御代田町、小諸市及び軽井沢町の下水道汚泥を処理している。また、川西保健衛生施設組合は、佐久市（旧望月町）、立科町、東御市（旧北御牧村）の下水道汚泥を処理している。

表3-2-1(3) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺地域の区域等の指定状況
大気質	環境基本法	大気の汚染に係る環境基準	—
	大気汚染防止法	大気汚染防止法に基づく排出基準 塩化水素の目標環境濃度	—
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の大気環境基準 ダイオキシン類の焼却炉からの排出基準	—
	一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	—
騒音	環境基本法	騒音に係る環境基準 道路に面する地域に係る環境基準 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準	対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の地域の類型に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されない。
	騒音規制法	工場騒音 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	本事業では、空気圧縮機、送風機及び破碎機等の特定施設に該当する施設を設置する計画であるため騒音規制法に係る特定工場に該当するが、対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。
		道路交通騒音 道路交通騒音の要請限度	道路交通騒音に係る市長等が定める区域により、用途地域の区分に応じてa～c地区に指定。
		建設作業騒音 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用するため騒音規制法に係る特定建設作業に該当するが、対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。

表3-2-1(4) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺地域の区域等の指定状況
振動	振動規制法	工場振動 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	本事業では、破碎機等の特定施設に該当する施設を設置する計画であるため振動規制法に係る特定工場に該当するが、対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。
		道路交通振動 道路交通振動の要請限度	対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。
		建設作業振動 特定建設作業の規制に関する基準	対象事業に伴う建設工事は、ブレーカー等を使用するため振動規制法に係る特定建設作業に該当するが、対象事業実施区域は規制地域に指定されていない。
悪臭	悪臭防止法	敷地境界線の地表における規制基準	対象事業実施区域は、規制地域に指定されていない。
		煙突等の排出口における規制基準	対象事業実施区域は、規制地域に指定されていない。
		排出口からの排出水中における規制基準	対象事業実施区域は、規制地域に指定されていない。
水質	環境基本法	水質に係る環境基準	佐久市内では、対象事業実施区域の北側を流れる湯川がA類型に指定されている。
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する水質の環境基準	—
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準	—
	長野県公害防止に関する条例	上乘せ排水基準	焼却施設は特定施設を有する工場に該当する。
地下水	環境基本法	地下水の水質汚濁に係る環境基準	—
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する地下水の環境基準	—
土壌	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準	—
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する土壌の環境基準	—
自然保護等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	対象事業実施区域の南には平尾富士鳥獣保護区がある。
	都市計画法	風致地区	対象事業実施区域の付近では久保沢（第2種）が指定されている。
	都市公園法	都市公園	佐久市の区域には街区公園が11施設、近隣公園が1施設、地区公園が1施設、総合公園が1施設あり、御代田町の区域には地区公園が2施設、近隣公園が1施設ある。また、佐久市内に長野県立駒場公園がある。

表3-2-1(5) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び 周辺地域の区域等の指定状況
自然保護等	森林法	保安林	対象事業実施区域には保安林の指定はない。
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	周辺地域には農業振興地域内農用地区域は存在するが、対象事業実施区域には存在しない。
	砂防法	砂防指定地	周辺地域には砂防指定地が8箇所存在するが、対象事業実施区域には砂防指定地は存在しない。
	土砂災害防止法により長野県が指定	土砂災害特別警戒区域	対象事業実施区域の一部が、土石流に係る土砂災害警戒区域に指定されている。
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	対象事業実施区域付近では、「上尾崎」及び「城ノ腰」の2箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。
景観	佐久市景観計画	佐久市景観計画における地域区分	対象事業実施区域を含む佐久市の全域は、「佐久市景観計画」の区域となっており、同計画に基づく地域区分としては「田園」に該当する。
	長野県景観計画	長野県景観計画に基づく基準	景観法に基づく「長野県景観計画」において、御代田町及び軽井沢町の区域の一部が「浅間山麓景観育成重点地域」に指定されているが、対象事業実施区域は当該地域に含まれない。
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	長野県における建設系廃棄物の再資源化目標値	長野県は「長野県建設リサイクル推進指針」を定め、多くの区分で国の基本方針より高いリサイクル目標値を設定し、建設系廃棄物の有効利用と適正処理に取り組んでいる。
温室効果ガス	長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～	長野県環境エネルギー戦略の目標値	地球温暖化ガス総排出量、最終エネルギー消費量、最大電力需要、自然エネルギー導入量、自然エネルギー発電設備容量の5指標について、短期(2020(平成32)度)、中期(2030(平成42)年度)、長期(2050(平成62)年度)の目標値を定めている。

表3-2-1(6) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目	計画名称	計画の概要
2-8 地域の環境に係る方針等の状況	佐久市環境基本計画	本計画は、平成17年4月の市町村合併により、新佐久市が誕生したことから、新市域における地域別の環境配慮方針を策定するとともに、循環型社会構築に向け、新たな方策などを追加し、平成20年3月に策定したものである。
	御代田町環境保全条例	御代田町では、「本町の良い自然環境及び生活環境を保全すると共に住民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もって住み良い郷土の実現を期すること」を目的とした「御代田町環境保全条例」を制定している。
	佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	「佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づく「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は、平成16年度を基準年度とし、平成18年3月に平成36年度を最終目標年次と設定して策定され、廃棄物の排出を抑制し(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)する取り組みにより、一般廃棄物を適正かつ合理的に処理する「循環型社会」の形成を目指しており、平成23年3月に見直しが行われている。
	御代田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	「御代田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は、平成22年度を基準年度とし、平成23年3月に平成32年度を最終目標年次と設定し、『町民・事業者・行政との協働による資源循環のまちづくり』を計画目標とし策定した。
	国土利用計画(佐久市計画)	調和ある持続的発展と一体性の確保を基本として、各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を踏まえ、市民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、安全で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした土地利用を、総合的かつ計画的に行うことを基本理念として、本市の将来都市像である「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」の実現を目指している。
	第二次御代田町計画	地域の自然的条件、社会的条件、経済的条件および文化的条件を踏まえ、公共の福祉を優先させつつ、健康で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした均衡ある発展を図ること、総合的なマネジメントを進める中で利用目的に応じた区分(利用区分)ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、多様な主体との協働による管理などにより、町土のより一層の質的向上を図ることを基本方針として、利用区分別の町土利用の基本方向を定めている。

### 第3節 自然的状況

対象事業実施区域内及び周辺の自然的状況を表3-3-1(1)～(6)に示す。

表3-3-1(1) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要
3-1	気象の状況	<p>長野県の東部に位置する佐久市一帯は、四方を山々に囲まれた盆地にあり、気温の較差が大きく、降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地である。また、年間を通して晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっている。</p> <p>佐久地域気象観測所では、平均風速の平年値は年間を通じて概ね 1m/s であり、季節による差異は小さい。風向は、秋季から冬季にかけて西北西、春季から夏季にかけて東北東の風が卓越している。</p>
3-2	水象の状況	
	1. 河川・湖沼及びため池	<p>対象事業実施区域の北側を流れる湯川は、軽井沢町を源として南西に流下し、千曲川と合流する。また、対象事業実施区域と湯川の間にも水路があるが、これは、対象事業実施区域の西側に位置する平根発電所の取水にも利用される平尾用水である。</p>
	2. 用排水路	<p>対象事業実施区域の南側の耕作地帯には、平尾用水、安原用水、四ヶ用水、常木用水等が存在する。</p>
	3. 地下水・湧水	<p>「平根地区候補地地表踏査報告書」(平成 22 年 12 月、佐久市)によれば、対象事業実施区域を構成する地層ごとの地下水の流れ方向を推定している。いずれの地質においても、地下水は斜面上側から湯川方面に流下しているとされている。</p>
3-3	地象の状況	
	1. 地形	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、JR 小海線が走る市街地から湯川に沿って扇状地性低地に分類され、対象事業実施区域は小起伏山地となっている。これらのほかは、山麓地である。</p> <p>対象事業実施区域は、平尾富士(標高 1,156m)の北西斜面山裾にある。北には浅間山(標高 2,542m)があり、緩やかな裾野を広げる。浅間山と平尾山の間には、千曲川の支川である湯川が東北東から西南西に流れており、段丘面(平坦面)がみられる。対象事業実施区域周辺の段丘面は、標高 750～800m に分布し、対象事業実施区域のある湯川左岸側に比べ、右岸側の分布が広い。また、湯川沿いには「田切地形」と呼ばれる、凹の字をした底の平らな谷地形がみられる。これは浅間山の噴火によって流れ出て生じた堆積物を河川が削ってできた地形で浅間山の裾野でよくみられる地形である。</p>
	2. 地質	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、JR 小海線が走る市街地が氾らん原堆積物である礫・砂・泥に分類され、この東側の対象事業実施区域が位置する小起伏山地は、火山性岩石である流紋岩質岩石に分類される。事業実施区域とほぼ接する御代田町には火山砕屑物が広く分布している。</p> <p>また、対象事業実施区域の地質について、「平成 24 年度循環型社会形成推進交付金事業 新クリーンセンター地質調査業務委託 調査報告書」(平成 25 年 3 月、日本総合建設株式会社)で既存資料及び現調査結果に基づき整理されている。また、対象事業実施区域の地質平面は、最下底部に志賀溶結凝灰岩があり、地表面に向かって小諸第 1 軽石流堆積物、段丘堆積物となっている。</p>
	3. 注目すべき地形・地質	<p>「日本の地形レッドデータブック(第 1 集) 危機にある地形」(2000 年、古今書院)によると、対象事業実施区域及びその周辺には保存すべき地形はない。</p>

表3-3-1(2) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要
3-3 地象の状況	4. 地すべり及び崩壊等の発生状況	調査範囲における土砂災害等危険箇所は、対象事業実施区域の一部が、土石流に係る土砂災害警戒区域に指定されている。
	5. 災害履歴等	「平成18年7月15日から19日にかけての長野県内の大雨に関する気象速報」(長野地方気象台、2006年9月6日)によると、平成18年7月中旬後半から下旬にかけて梅雨前線の活動が活発化し、長野県では記録的な大雨となった。この大雨により県内各地で土砂災害等が発生し、死者・行方不明者13名、重軽傷者20名を数え、総被害金額は約557億円に達した。
3-4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	1. 動物 1) 動物相の概要	<p>調査地域一帯は、北部及び西部は農地や住宅が占めており、残りの地域には主としてクリやミズナラを主体とする落葉広葉樹林とカラマツやアカマツなどの針葉樹林が混在している。</p> <p>環境省の第5～6回自然環境保全基礎調査(平成9～16年度)によると、佐久市を中心とした一帯の哺乳類は、キツネ、ノウサギ、ニホンリス、ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、アナグマ、テン、イタチ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ムササビなどが生息している。これらのうち、タヌキやハクビシンは市街地にも出没している。</p> <p>「佐久平尾富士スキー場施設造成事業に係る自然環境影響調査報告書」(平成5年、佐久平尾山開発(株))では、対象事業実施区域を含む範囲を対象に現地調査、文献調査並びに聞き取り調査を実施している。本報告書の文献調査では「佐久市志・自然編」(昭和63年、佐久市志刊行会)や「小諸市誌・自然編」(昭和61年、小諸市教育委員会)などの資料を用いて、当該地域の動物相を把握している。また、上記報告書で確認された動物相を補足する目的として、「御代田町誌-自然編-」(平成7年、御代田町誌刊行会)についても文献調査の対象とした。</p> <p>これらの資料によると、哺乳類では上記の多くの種のほかに、ジネズミやアズマモグラなど29種を記載している。</p>
	2) 注目すべき動物	<p>対象事業実施区域及びその周辺で確認された注目すべき動物は、哺乳類では、カグヤコウモリ、モモンガ、オコジョ、カモシカ等の6種が確認されている。鳥類では、ハチクマやオオタカをはじめとした猛禽類、オオジシギ、ヤツガシラ、アカモズ等の32種が確認されている。両生類では、アカハライモリ、ナガレタゴガエル、ツチガエル等の5種が確認されている。爬虫類では、ヒバカリ1種が確認されている。魚類では、スナヤツメ類やヤマメ(サクラマス)、カジカ等の9種が確認されている。昆虫類では、オグマサナエやミヤマシロチョウ、ゲンゴロウ、オオチャイロハナムグリ等の87種が確認されている。貝類では、マルタニシ及びモノアラガイの2種が確認されている。</p> <p>このほか、アサギマダラ(チョウ目タテハチョウ科)について、レッドデータブック等による指定はされていないものの、対象事業実施区域周辺で保護や観察等の活動が行われている。</p>



表3-3-1(3) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要
<p>3-4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p>	<p>2. 植物 1) 植生の概要</p> <p>「佐久平尾富士スキー場施設造成事業に係る自然環境影響調査報告書」(平成5年、佐久平尾山開発(株))によると、長野県内の植生は、県の最南部に丘陵帯の常緑広葉樹林が分布するものの、内陸部の大部分は冷温帯であり、山地帯に夏緑(落葉)広葉樹林からなるブナクラスの植生が広がっている。</p> <p>また、中部山岳を中心として、山地帯より上部には亜高山帯の常緑針葉樹林が、さらに標高約2,500m付近より上部には高山帯植生が発達している。丘陵地から山地帯にかけては、人間の生活圏とほぼ重複するため、その大部分は代償植生と化しており、自然植生は僅かに残存するのみである。</p> <p>調査地域一帯は、北部及び西部は耕作地や住宅が占めており、残りの地域には主としてカスミザクラコナラ群落やクリミズナラ群落を主体とする落葉広葉樹林とカラマツ植林やアカマツ群落などの針葉樹林が混在している。</p> <p>対象事業実施区域は畑地雑草群落やカラマツ植林により占められている。</p>
	<p>2) 植物相の概要</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺において、144科1,360種の植物を確認している。</p>
	<p>3) 注目すべき植物及び植物群落</p> <p>注目すべき植物としては、195種が確認された。また、環境省が選定した特定植物群落として、「佐久市東地のミヤマウラジロ群落」(選定基準B・D)が分布する。</p>
	<p>4) 植物の天然記念物等</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺における植物に係る天然記念物として、岩村田のヒカリゴケ産地等が指定されている。</p>
<p>3. 生態系</p>	<p>「佐久平尾富士スキー場施設造成事業に係る自然環境影響調査報告書」(平成5年、佐久平尾山開発(株))によると、対象事業実施区域及びその周辺の傾斜地は、畜産が行われて採草地として利用されてきた履歴があるため、代償植生で占められている。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺は、自然植生のブナ林からススキクラスの草地と一部薪炭林としてコナラ、ミズナラの林へと変遷してきた。さらに、カラマツなどの植林も進み、生物の生息環境は人為影響を受けてきた。</p> <p>しかし、対象事業実施区域の位置する傾斜地は、周辺の市街地や耕作地に半島状に突き出たまとまった面積を持つ緑地であり、落葉広葉樹林を中心とした餌資源の供給が生物の生息環境を支えている。</p> <p>傾斜地周辺の水田雑草群落や畑地雑草群落、対象事業実施区域一帯の森林域等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類、ノウサギ、ニホンジカ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第二次消費者として昆虫類を捕食するコウモリ類も存在する。</p> <p>第三次消費者としてはカラ類やキツツキ類等の鳥類、ネズミ類やニホンリス等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生・爬虫類が、第四次消費者としてはシマヘビ等のヘビ類が存在する。さらに、これらを餌とする最上位の消費者としてタカ類やフクロウ等の猛禽類やツキノワグマ、さらにテンやキツネ等の中型哺乳類が存在する。</p>

表3-3-1(4) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要	
3-5 自然環境の総合的な状況	<p>対象事業実施区域のある佐久市一帯は盆地にあるため気温の較差が大きく、降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地である。また、年間を通して晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっている。</p> <p>最寄りの佐久地域気象観測所では、平均風速の平年値は年間を通じて概ね 1m/s であり、季節による差異は小さい。風向は、秋季から冬季にかけて西北西、春季から夏季にかけて東北東の風が卓越している。</p> <p>佐久市は、地形的には市街地が扇状地性低地及び砂礫台地に、東西の山地が小起伏山や台地に分類される。また、御代田町は浅間山の山麓地であり、対象事業実施区域は小起伏山地にあって御代田町側に開けている。</p> <p>主たる水系は対象事業実施区域の北側を流れる湯川である。湯川は軽井沢町に発し、調査範囲を南西に流下して千曲川に合流する。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の植生は代償植生によって占められ、クリミズナラ群落とカラマツ植林が優占している。</p> <p>調査範囲内の生態系における上位種としては、猛禽類及びツキノワグマが挙げられる。</p> <p>また、生態系の特徴をよく表す典型種としては、森林域に生息する中型哺乳類が挙げられる。</p>	
3-6 景観・文化財の状況	1. 景観 1) 自然景観資源	<p>「第3回自然環境保全基礎調査—長野県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周辺における自然景観資源として、浅間山火山群がある。</p> <p>対象事業実施区域の南約 1.5km に位置する平尾富士は、妙義荒船山系の北端の八風山より西に伸びる支尾根の末端に位置する。平尾富士付近は、佐久盆地の東端に突き出るような位置にあり、佐久盆地に広がる佐久、小諸、御代田の各方面を見晴らす好位置にある。北側には上信越高原国立公園の浅間山を望み、南西側に八ヶ岳中信高原国立公園の八ヶ岳連峰を望む展望効果の高い場所である。</p> <p>佐久盆地の景観を総体的に捉えると、主な景観資源としては、平尾富士、浅間山、八ヶ岳連峰が挙げられる。</p>
	2) 主要な眺望景観	<p>対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点としては、不特定かつ多数の人が利用している場所として、計 10 地点が挙げられる。予備調査の結果、このうち No. 1 平尾山公園及び No. 2 平尾大社本殿については、対象事業実施区域方面を眺望することができないことを確認した。</p> <p>したがって、この 2 地点を除く地点が主要な眺望点として位置づけられる。</p>
	2. 文化財	<p>対象事業実施区域及びその周辺（概ね半径 1km を含む範囲）における指定文化財等は、中山道小田井宿跡等 38 箇所が指定されている。</p>

表3-3-1(5) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要
<p>3-7 触れ合い活動の場の状況</p>	<p>1. 触れ合い活動の場の資源状況</p> <p>佐久市は、妙義荒船佐久高原国定公園や八ヶ岳中信高原国定公園といった国定公園や内山牧場、内山峡、田口峠、大河原峠、春日溪谷などの豊かな自然に囲まれていることから、自然との触れ合い活動の場は豊富である。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺においては、佐久スキーガーデンパラダ、平尾山公園と昆虫体験学習館、王城公園などが主な触れ合い活動の場として位置づけられる。</p> <p>佐久スキーガーデンパラダは、ゲレンデが「南パラダ」と「北パラダ」の2つのエリアで構成され、山頂で連絡しており、6つのコースが整備されている。</p> <p>平尾山公園は、センターハウスを中心施設として、昆虫についての総合的な学びの場である昆虫体験学習館やカブトムシドーム、森林セラピーロードなどを備えている。</p> <p>王城公園には、県の天然記念物に指定されているケヤキの巨木があり、地域の憩いと交流の場として利用されている。</p> <p>御代田町では、龍神の杜公園、雪窓公園などが代表的な自然との触れ合い活動の場となる。</p> <p>なお、対象事業実施区域周辺の北東から南西にかけて、中部北陸自然歩道の「浅間を望む佐久平のみち」が通っている。</p> <p>2. 触れ合い活動の場の利用状況</p> <p>対象事業実施区域の周辺には、佐久スキーガーデンパラダと平尾山公園がある。</p> <p>佐久スキーガーデンパラダへの来場者数は、「佐久市統計書 平成24年版」によると、平成22年度188,444人、平成23年度214,572人、平成24年度232,584人となっており、平成22年度以降は増加傾向にある。</p> <p>平尾山公園への来場者数は、「佐久市統計書 平成24年版」によると、平成22年565,600人、平成23年534,700人、平成24年540,200人となっており、年によって変動が認められる。</p> <p>また、御代田町内の主な触れ合い活動の場としては、龍神の杜公園、雪窓公園、やまゆり公園の3つがある。利用者数及び来場者数は把握されていないが、町内外を問わず、児童の社会科見学や遠足、町内のお祭り会場などで使用されているほか、休日には多くの家族連れで賑わう、憩いの場となっている。</p>
<p>3-8 大気質・水質の状況</p>	<p>1. 公害苦情の状況</p> <p>平成24年度の公害苦情件数は132件であるが、野焼きなどに関する受理件数が多い。</p> <p>2. 大気質</p> <p>1) 大気汚染測定局</p> <p>対象事業実施区域の近傍には測定局はないが、佐久測定局と小諸測定局が最も近い一般環境大気測定局（一般局）として位置づけられる。</p> <p>また、自動車排ガス測定局（自排局）として、平成24年度から移動コンテナ局による測定が佐久市浅間中学西交差点で行われている。さらに、佐久市中込で大気環境測定車による測定が行われている。</p> <p>2) 二酸化硫黄</p> <p>小諸局では、平成23年度及び24年度は測定を実施していないため、参考として平成22年度の測定結果を用いている。</p> <p>いずれの地点においても、環境基準を達成している。</p> <p>3) 二酸化窒素</p> <p>対象事業実施区域周辺の平成24年度の測定結果は、いずれの地点においても、環境基準を達成している。</p> <p>4) 浮遊粒子状物質</p> <p>小諸局では、平成23年度及び24年度は測定を実施していないため、参考として平成22年度の測定結果を用いている。</p> <p>いずれの地点においても、環境基準を達成している。</p>

表3-3-1(6) 対象事業実施区域内及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要
5) 光化学オキシダント	平成24年度は、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日が佐久局で40日、小諸局で106日あり、環境基準を達成していない。
6) 微小粒子状物質	平成24年度は、佐久局では日平均値が $35.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日が1日あるものの、日平均値の98%値は $25.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準を達成している。
7) 有害大気汚染物質	佐久局及び小諸局とも有害大気汚染物質の測定は実施していない。
8) ダイオキシン類	佐久局及び小諸局ともダイオキシン類の測定は実施していない。
3. 騒音 1) 自動車騒音に係る面的評価	対象事業実施区域周辺では平成21年度と24年度に調査が実施されており、平成21年度調査は長野県が、平成24年度調査は市域について佐久市及び小諸市が調査実施機関となっている。 面的評価について、対象事業実施区域の面している草越佐久豊昇線（番号12304）では、昼夜間とも基準値以下が100.0%であった。
2) 佐久市測定結果	佐久市では、上信越自動車道を対象とした道路交通騒音の測定を行っている。平成24年度の測定結果は、すべての地点、時間帯ともに環境基準を達成している。
4. 振動	対象事業実施区域及びその周辺では、振動に係る既存資料はない。
5. 低周波音	対象事業実施区域及びその周辺では、低周波音に関する既存資料はない。
6. 悪臭	対象事業実施区域及びその周辺では、悪臭に関する既存資料はない。
7. 水質	対象事業実施区域及びその周辺では、長野県による公共用水域における水質測定は行われていない。 対象事業実施区域から最も至近の環境基準点は、対象事業実施区域の北側を流れる湯川における測定地点（高瀬橋）であり、平成24年度の河川の環境基準の達成状況は、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）については、環境基準を達成しているが、水素イオン濃度（pH）及び大腸菌群数については環境基準を達成していない。
8. 地下水	対象事業実施区域の近傍には、地下水に関する既存資料はない。
9. 土壌汚染 1) 農用地	佐久市では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定を受けている農用地はない。
2) 市街地	佐久市における「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はない。
10. 地盤沈下	佐久市及び周辺域における地盤沈下の報告はない。

3-8 大気  
質・水質の  
状況